

○新潟大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号)

改正 平成 16 年 9 月 24 日学則第 2 号 平成 17 年 3 月 15 日学則第 1 号 平成 17 年 5 月 27 日学則第 2 号
平成 17 年 11 月 25 日学則第 3 号 平成 18 年 3 月 31 日学則第 1 号 平成 18 年 10 月 27 日学則第 2 号
平成 19 年 3 月 30 日学則第 1 号 平成 19 年 12 月 26 日学則第 2 号 平成 20 年 4 月 1 日学則第 1 号
平成 21 年 3 月 31 日学則第 1 号 平成 21 年 9 月 30 日学則第 2 号 平成 22 年 3 月 31 日学則第 1 号
平成 22 年 9 月 30 日学則第 2 号 平成 23 年 3 月 30 日学則第 1 号 平成 23 年 12 月 28 日学則第 2 号
平成 24 年 3 月 30 日学則第 1 号 平成 25 年 3 月 29 日学則第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日学則第 1 号
平成 27 年 3 月 31 日学則第 1 号 平成 28 年 3 月 9 日学則第 1 号 平成 29 年 1 月 5 日学則第 1 号
平成 29 年 3 月 14 日学則第 2 号 平成 29 年 9 月 26 日学則第 3 号 平成 30 年 3 月 27 日学則第 1 号
平成 30 年 9 月 27 日学則第 2 号 平成 31 年 3 月 19 日学則第 1 号 令和元年 9 月 30 日学則第 2 号
令和元年 12 月 24 日学則第 3 号 令和 2 年 3 月 24 日学則第 1 号 令和 2 年 12 月 24 日学則第 2 号
令和 3 年 3 月 22 日学則第 1 号 令和 4 年 3 月 28 日学則第 1 号 令和 4 年 9 月 13 日学則第 2 号
令和 5 年 3 月 17 日学則第 1 号 令和 6 年 3 月 21 日学則第 1 号 一年一月一日学則第一号

目次

第 1 章 総則

第 1 節 本学の目的(第 1 条)

第 2 節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表(第 2 条・第 3 条)

第 3 節 本学の組織(第 4 条―第 18 条)

第 4 節 職員、組織の長及び学長等の職務(第 19 条―第 33 条)

第 5 節 教育研究評議会及び教授会(第 34 条・第 35 条)

第 6 節 学年、学期及び休業日(第 36 条―第 38 条)

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学年限(第 39 条・第 40 条)

第 2 節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等(第 41 条―第 43 条の 2)

第 3 節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、
履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登
録の上限、授業期間、他大学の授業科目の履修等(第 44 条―第 59 条)

第 4 節 卒業及び学位の授与(第 60 条・第 61 条)

第 5 節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除
籍及び復籍(第 62 条―第 71 条)

第 6 節 表彰及び懲戒(第 72 条・第 73 条)

第 7 節 検定料、入学料及び授業料(第 74 条―第 79 条)

第3章 補則

第1節 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生(第80条―第84条)

第2節 全学講義，公開講座及び市民開放授業(第85条―第86条の2)

第3節 養護教諭特別別科(第87条)

第4節 寄宿舍(第88条―第90条)

第5節 特別の課程(第91条)

第6節 規則等への委任(第92条)

附則

第1章 総則

第1節 本学の目的

(本学の目的)

第1条 新潟大学(以下「本学」という。)は，教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神にのっとり，有為な人材を育成して，人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

(点検及び評価)

第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学の教育又は研究，組織及び運営並びに施設及び設備(第3項及び次条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項の措置に加え，本学の教育研究等の総合的な状況について，学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は，本学の教育研究等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第3節 本学の組織

(学部)

第4条 本学に，次に掲げる学部を置く。

人文学部

教育学部

法学部
経済科学部
理学部
医学部
歯学部
工学部
農学部
創生学部

- 2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	2,180	535		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	280	70		
合計		9,319	2,210	5	87

- 3 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第5条 削除

(附属病院)

- 第6条 医学部及び歯学部、に、附属する共用の教育研究施設として、医歯学総合病院を置く。

(学部附属の教育研究施設)

第7条 工学部及び農学部に、学部附属の教育研究施設として、それぞれ次に掲げる施設を置く。

工学部 工学力教育センター

農学部 フィールド科学教育研究センター

(附属学校園)

第8条 本学に、附属学校園として、次に掲げる附属学校を置く。

附属幼稚園

附属新潟小学校

附属長岡小学校

附属新潟中学校

附属長岡中学校

附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、附属学校部長が別に定める。

(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟大学大学院学則で定める。

(教育研究院)

第10条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。

2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。

(1) 人文社会科学系

(2) 自然科学系

(3) 医歯学系

4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。

(附置研究所)

第11条 本学に、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

2 脳研究所に、研究所附属の研究施設として、統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

(全学共同教育研究組織)

第11条の2 本学に、全学共同教育研究組織として、アジア連携研究センター、佐渡自然共生科学センター、日本酒学センター及びビッグデータアクティベーション研究センターを置く。

2 佐渡自然共生科学センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 演習林
 - (2) 朱鷺・自然再生学研究施設
 - (3) 臨海実験所
- (機構)

第 12 条 本学に、教育基盤機構、大学院教育支援機構、研究統括機構、社会連携推進機構、DX 推進機構及び学術資料運営機構を置く。

2 教育基盤機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教学マネジメント部門
- (2) アドミッション部門
- (3) キャンパスライフ支援部門
- (4) 未来教育開発部門

3 教育基盤機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 全学教職センター
- (2) 国際センター

4 大学院教育支援機構に、次に掲げる部門及び室を置く。

- (1) 大学院改革推進部門
- (2) PhD リクルート室

5 研究統括機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 研究マネジメント部門
- (2) 研究支援部門
- (3) 研究倫理・リスク管理部門

6 研究統括機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 共用設備基盤センター
- (2) 超域学術院
- (3) ELSI センター

7 社会連携推進機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 地域協働部門
- (2) 地域人材育成部門
- (3) 産学イノベーション推進部門

8 社会連携推進機構に、組織として、ベンチャリング・センターを置く。

9 DX 推進機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) サイバーセキュリティ部門
- (2) デジタル教育支援基盤部門

10 DX 推進機構に、組織として、情報基盤センターを置く。

11 学術資料運営機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 旭町学術資料展示館
- (本部)

第13条 本学に、経営戦略本部、危機管理本部、保健管理・環境安全本部及び未来ビジョン実現本部を置く。

2 経営戦略本部に、次に掲げる室を置く。

- (1) 学長室
- (2) 広報室
- (3) UA室

3 経営戦略本部に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 評価センター
- (2) ダイバーシティ推進センター

4 危機管理本部に、組織として、危機管理センターを置く。

5 保健管理・環境安全本部に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 環境安全推進センター
- (附属学校部)

第14条 本学に、附属学校部を置く。

第15条及び第16条 削除

(事務局)

第17条 本学に、事務局を置く。

(組織等の設置)

第18条 本学に、第4条から前条までに定める組織等のほか、学長が定めるところにより、その他の組織を置くことができる。

第4節 職員、組織の長及び学長等の職務

(職員)

第19条 本学に、次に掲げる職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
助手

園長
校長
教頭
主幹教諭
指導教諭
教諭
養護教諭
栄養教諭
事務職員
技術職員
教務職員
その他必要な職員

(学部長)

第 20 条 学部、それぞれ学部長を置く。

(附属病院の長)

第 21 条 医歯学総合病院に、病院長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第 22 条 学部附属の教育研究施設に、それぞれ長を置く。

(附属学校の長)

第 23 条 附属学校に、それぞれ長を置く。

(学系長等)

第 24 条 教育研究院の学系に、それぞれ学系長を置く。

2 学系の系列に、それぞれ系列長を置く。

(附置研究所長等)

第 25 条 附置研究所に、それぞれ所長を置く。

2 脳研究所附属の研究施設に、それぞれ長を置く。

(全学共同教育研究組織の長)

第 25 条の 2 全学共同教育研究組織に、それぞれ長を置く。

(機構長等)

第 26 条 機構に、それぞれ機構長を置く。

2 第 12 条第 2 項から第 11 項までの規定により置くこととされる部門及び室並びに組織に、それぞれ長を置く。

(本部長等)

第 27 条 本部に、それぞれ本部長を置く。

2 第 13 条第 2 項から第 5 項までの規定により置くこととされる室及び組織に、それぞれ長を置く。

(附属学校部長)

第 28 条 附属学校部に、部長を置く。

第 29 条及び第 30 条 削除

(組織の長の任命等)

第 31 条 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則(以下「組織の長等に関する規則」という。)で定める。

(組織の長を補佐する者)

第 32 条 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は、組織の長等に関する規則において定める。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第 33 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

第 5 節 教育研究評議会及び教授会

(教育研究評議会)

第 34 条 本学の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会)

第 35 条 学部及び附置研究所に、それぞれ教授会を置く。

第 6 節 学年、学期及び休業日

(学年)

第 36 条 本学の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 37 条 前条の学年を、次の 2 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

第 2 学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第 38 条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 夏期休業(8 月 11 日から 9 月 30 日まで)

(4) 冬期休業(12 月 27 日から翌年 1 月 6 日まで)

- (5) 春期休業(3月11日から3月31日まで)
- 2 必要がある場合は、各学部は、学長の承認を得て、休業日を変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、各学部は、学長の承認を得て、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第39条 本学の学部の修業年限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文学部、教育学部、法学部、経済科学部、理学部、医学部(保健学科に限る。)、歯学部(口腔生命福祉学科に限る。)、工学部、農学部及び創生学部においては、4年とする。
- (2) 医学部(医学科に限る。)及び歯学部(歯学科に限る。)においては、6年とする。
- 2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部(医学部にあつては医学科又は保健学科、歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。)の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 学生が本学の学部に進学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては、4年を超えることができない。

第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第41条 本学の学部に進学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に2年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認めたものは、本学の学部に入學することができる。

(入学の時期)

第42条 本学の学部の入學の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入學させることができる。

(入學者の選抜等)

第43条 本学の学部に入學を志願する者については、別に定めるところにより入學者の選抜を行う。

- 2 前項の入學者選抜における合格者の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第43条の2 合格者が、所定の期日までに、所定の入學料を納付したとき(入學料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入學を許可する。

第3節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、授業期間、他大学の授業科目の履修等

(教育課程の編成方針)

第 44 条 本学は、本学及び学部等(学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第 45 条 本学は、教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し、教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 46 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の開設計画)

第 47 条 各年度における授業科目の開設計画は、各学部の教育課程に基づき、新潟大学における授業科目の開設に関する規程の定めるところに従い、教育基盤機構が決定するものとする。

- 2 教育基盤機構は、前項の開設計画の決定に当たり、各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

(授業科目の履修方法等)

第 48 条 授業科目の区分並びにそれらの単位数、履修方法等は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第 49 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

- 3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前 2 項の規定に基づき、教育基盤機構が定める。

(単位の授与)

第 50 条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。ただし、前条第 2 項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第 51 条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 52 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 53 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 54 条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週、15 週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 55 条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。
- 3 前 2 項の規定に基づき学生が修得した他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目の単位については、60 単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。
- 4 前 3 項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)又は外国の短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び

外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第 55 条の 2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第 3 項及び第 4 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 56 条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 55 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 57 条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 55 条第 3 項及び第 4 項、第 55 条の 2 第 1 項並びに前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第 39 条第 1 項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画

的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 59 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第 4 節 卒業及び学位の授与

(卒業)

第 60 条 卒業の要件は、第 39 条第 1 項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188 単位以上)を修得するものとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、新潟大学学士課程における教育課程の編成方法等に関する規則(令和 6 年規則第 2 号。以下「教育課程編成方法等規則」という。)第 3 条第 4 項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業要件単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。

(2) 卒業要件単位数が 124 単位を超える場合は、教育課程編成方法等規則第 3 条第 3 項の授業の方法により 64 単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、128 単位以上)の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

3 学校教育法第 89 条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第 39 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に規定する要件を満たさなければならない。

4 第 1 項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(学士の学位の授与)

第 61 条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍

(編入学)

第62条 本学の学部編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定によるもののほか、第4条第2項の表に第2年次編入学定員又は第3年次編入学定員の定めがある学部編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可する。
- 3 前2項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。
- 5 第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(再入学)

第63条 本学の学部を第70条の規定により退学した者又は第71条第1項第4号に該当し除籍された者で、同一の学部再入学することを志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。
- 3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第64条 本学の学部の学生で本学の他の学部転部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可することがある。

- 2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学の学部転入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。

- 3 前項における入学の許可については、第 43 条の 2 の規定を準用する。
- 4 前 2 項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(休学)

第 65 条 疾病その他の事由により、引き続き 2 月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

- 2 疾病その他の事由によって、修学することが不相当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 66 条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

- 2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第 1 年次及び第 2 年次、第 3 年次及び第 4 年次並びに第 5 年次及び第 6 年次の各 2 学年間におけるそれぞれの休学期間は、通算して 2 年を超えることができないものとする。
- 3 休学期間は、第 40 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 67 条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

- 2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。
- 3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第 68 条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 69 条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

- 2 留学した期間は、第 39 条第 1 項に規定する修業年限及び第 40 条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第 70 条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

- 2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第 71 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第 40 条に規定する在学年限を超えた者
 - (3) 第 66 条第 1 項ただし書に規定する休学期間を超えた者
 - (4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の免除(全額免除を除く。)又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
 - (5) 行方不明の届出のあった者
- 2 前項第 1 号により除籍された者が、除籍された日の翌日から起算して 3 年以内に未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、学期の始めに限り、当該学部の教授会の議を経て、学部長が復籍を許可することができる。
- 3 前項の規定により復籍を許可された者の在学期間の通算については、その学部が認定する。

第 6 節 表彰及び懲戒

(表彰)

第 72 条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

- 2 前項のほか、学部長は、その学部に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第 73 条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒を行うものとする。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第 7 節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第 74 条 本学の学部に、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第 75 条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第 76 条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の 2 期に分け、それぞれ次の期において、年額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。

前期 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

後期 10 月 1 日から 11 月 30 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第 77 条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

- 2 学期の途中において、第 68 条の規定に基づき転学し、若しくは第 70 条の規定に基づき退学し、又は第 73 条第 2 項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第 1 項に規定するその期の授業料を徴収する。

- 3 第 73 条第 2 項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第 78 条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

- (1) 出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下 2 段階目の選抜」という。)を行う場合において検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となった場合別に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料の額
 - (2) 学部の一般選抜及び欠員補充第 2 次募集の出願受付後において、出願した者が大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額
 - (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額
 - (4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額
 - (5) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額
 - (6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当額
- 2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還付する。
- (検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第 79 条 検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

2 入学料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

3 授業料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

第 3 章 補則

第 1 節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 80 条 本学の学生以外の者で、教育基盤機構が公示する一又は複数の授業科目の履修を志望する者がある場合は、選考の上、教育基盤機構教学マネジメント部門において科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第 81 条 本学の学生以外の者で、本学の学部、附置研究所その他学内組織において、特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第 82 条 他の大学の学部又は他の短期大学の学生で、教育基盤機構が公示する授業科目の履修を希望する者がある場合は、その他の大学等との協議に基づき、選考の上、本学の学部又は教育基盤機構教学マネジメント部門若しくは教育基盤機構国際センターにおいて特別聴講学生として入学を許可することがある。

(学部通則の適用)

第 83 条 本節に規定する科目等履修生、研究生及び特別聴講学生には、第 36 条から第 38 条まで、第 70 条から第 73 条及び第 78 条本文の規定を適用する。

2 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(外国人留学生)

第 84 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入學を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第 2 節 全学講義、公開講座及び市民開放授業

(全学講義)

第 85 条 学生の総合的知見を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第 86 条 広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する。

(市民開放授業)

第 86 条の 2 教育・研究成果を広く地域社会に還元するため、授業科目を一般市民に開放することができる。

第3節 養護教諭特別別科

(養護教諭特別別科)

第87条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

第4節 寄宿舍

(寄宿舍)

第88条 本学に、寄宿舍を置く。

(寄宿料)

第89条 寄宿料は、本学が定める額とし、徴収方法については、別に定める。

2 納付した寄宿料は、還付しない。

(寄宿料の免除)

第90条 寄宿料は、別に定めるところにより、免除することがある。

第5節 特別の課程

(特別の課程)

第91条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第6節 規則等への委任

第92条 この学則に特別の定めがあるもののほか、この学則の規定に基づく組織の内部組織、運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等については、学長、組織の長等が規則、規程等で定めることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学(以下「旧新潟大学」という。)の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校(以下「学部等」という。)は、第4条及び第7条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学部等に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の学則の例による。
- 3 第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
人文学部	人文学科	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852
教育学部	学校教員養成課程	720	720	720	720	720	720
法学部	法学科	690	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	820	820	820	820	820	820
医学部	医学科	807	780	753	720	680	640
	保健学科	680	680	680	680	680	680
	計	1,487	1,460	1,433	1,400	1,360	1,320
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉学科	92	92	92	92	92	92
	計	357	357	357	357	357	357
工学部	工学科	2,165	2,170	2,175	2,180	2,180	2,180
農学部	農学科	720	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	265	270	275	280	280	280
合計		9,496	9,479	9,462	9,439	9,399	9,359

- 4 第4条第2項の表に掲げる入学定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和 7 年度
人文学部	人文学科	人 210
教育学部	学校教員養成課程	180
法学部	法学科	170
経済科学部	総合経済学科	350
理学部	理学科	200
医学部	医学科	140
	保健学科	160
	計	300
歯学部	歯学科	40
	口腔生命福祉学科	20
	計	60
工学部	工学科	535
農学部	農学科	175

創生学部	創生学修課程	70
合計		2,250

附 則(平成 16 年 9 月 24 日学則第 2 号)
この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日学則第 1 号)
この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 27 日学則第 2 号)
この学則は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日学則第 3 号)
この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 18 年 3 月 31 日学則第 1 号)
- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 17 年度以前に入学し、現に在学する者の在学年限及び休学期間の取扱いについては、改正後の第 40 条及び第 66 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 27 日学則第 2 号)
この学則は、平成 18 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日学則第 1 号)
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日学則第 2 号)
この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

- 附 則(平成 20 年 4 月 1 日学則第 1 号)
- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 教育人間科学部は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 30 日学則第 2 号)
この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 2 項の規定中人文学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日学則第 2 号)
この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日学則第 1 号)
この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日学則第 2 号)
この学則は、平成 23 年 12 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日学則第 1 号)
この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日学則第 1 号)
この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日学則第 1 号)
この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 5 日学則第 1 号)
この学則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日学則第 2 号)
1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 28 年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては、改正後の第 63 条第 1 項並びに第 71 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日学則第 3 号)

この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日学則第 1 号)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 27 日学則第 2 号)

この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日学則第 1 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日学則第 2 号)

この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 24 日学則第 3 号)

この学則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の表に掲げる経済科学部の第 3 年次編入学定員については、この学則の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、「10」とあるのは「0」とする。
- 2 経済学部は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該学部 に在学する者並びに令和 2 年 4 月 1 日以後にこれらの者と同一年次に編入学、再入学及び転入学した者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日学則第 2 号)

この学則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 22 日学則第 1 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日学則第 1 号)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 13 日学則第 2 号)

この学則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日学則第 1 号)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 21 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度以前に入学した学生の主専攻プログラム及び副専攻プログラムの取扱いについては、改正後の第 45 条及び第 61 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(一年一月一日学則第一号)

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟大学学則（案）の変更事項

1. 趣旨

令和7年度の医学部医学科の入学定員の増加並びに工学部工学科、創生学部創生学修課程の入学定員の増加に関して、所要の改正を行う。

2. 概要

医学部医学科、工学部工学科及び創生学部創生学修課程の入学定員及び収容定員に関する規定を整備する。

3. 施行日

令和7年4月1日

新潟大学学則新旧対照表（案）

新						旧					
第1章 総則						第1章 総則					
第3節 本学の組織 (学部)						第3節 本学の組織 (学部)					
第4条 本学に、次に掲げる学部を置く。 (略)						第4条 本学に、次に掲げる学部を置く。 (略)					
2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。						2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。					
学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員
人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6	人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	720	180			教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5	法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10	経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10	理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100			医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20		保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20		計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5		歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6		口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6		計	357	60	5	6
工学部	工学科	<u>2,180</u>	<u>535</u>		20	工学部	工学科	<u>2,160</u>	<u>530</u>		20
農学部	農学科	720	175		10	農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	<u>280</u>	<u>70</u>			創生学部	創生学修課程	<u>260</u>	<u>65</u>		
合計		<u>9,319</u>	<u>2,210</u>	5	87	合計		<u>9,279</u>	<u>2,200</u>	5	87
3 (略)						3 (略)					
附 則						附 則					
1・2 (略)						1・2 (略)					

3 第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は 課程	令和7年 度	令和8年 度	令和9年 度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
人文学部	人文学科	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852	<u>人 852</u>
教育学部	学校教員養成課程	720	720	720	720	720	<u>720</u>
法学部	法学科	690	690	690	690	690	<u>690</u>
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	<u>1,420</u>
理学部	理学科	820	820	820	820	820	<u>820</u>
医学部	医学科	<u>807</u>	<u>780</u>	<u>753</u>	<u>720</u>	<u>680</u>	<u>640</u>
	保健学科	680	680	680	680	680	<u>680</u>
	計	<u>1,487</u>	<u>1,460</u>	<u>1,433</u>	<u>1,400</u>	<u>1,360</u>	<u>1,320</u>
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265	<u>265</u>
	口腔生命福祉学科	92	92	92	92	92	<u>92</u>
	計	357	357	357	357	357	<u>357</u>
工学部	工学科	<u>2,165</u>	<u>2,170</u>	<u>2,175</u>	<u>2,180</u>	<u>2,180</u>	<u>2,180</u>
農学部	農学科	720	720	720	720	720	<u>720</u>
創生学部	創生学修課程	<u>265</u>	<u>270</u>	<u>275</u>	<u>280</u>	<u>280</u>	<u>280</u>
合計		<u>9,496</u>	<u>9,479</u>	<u>9,462</u>	<u>9,439</u>	<u>9,399</u>	<u>9,359</u>

4 第4条第2項の表に掲げる入学定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和 <u>7</u> 年度
人文学部	人文学科	人 210
教育学部	学校教員養成課程	180
法学部	法学科	170
経済科学部	総合経済学科	350

3 第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は 課程	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度	令和9年 度	令和10 年度	令和11 年度
人文学部	人文学科	<u>人 852</u>	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852
教育学部	学校教員養成課程	<u>720</u>	720	720	720	720	720
法学部	法学科	<u>690</u>	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	<u>1,420</u>	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	<u>820</u>	820	820	820	820	820
医学部	医学科	<u>794</u>	<u>767</u>	<u>740</u>	<u>713</u>	<u>680</u>	<u>640</u>
	保健学科	<u>680</u>	680	680	680	680	680
	計	<u>1,474</u>	<u>1,447</u>	<u>1,420</u>	<u>1,393</u>	<u>1,360</u>	<u>1,320</u>
歯学部	歯学科	<u>265</u>	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉学科	<u>92</u>	92	92	92	92	92
	計	<u>357</u>	357	357	357	357	357
工学部	工学科	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>
農学部	農学科	<u>720</u>	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>260</u>
合計		<u>9,473</u>	<u>9,446</u>	<u>9,419</u>	<u>9,392</u>	<u>9,359</u>	<u>9,319</u>

4 第4条第2項の表に掲げる入学定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和 <u>6</u> 年度
人文学部	人文学科	人 210
教育学部	学校教員養成課程	180
法学部	法学科	170
経済科学部	総合経済学科	350

理学部	理学科	200
医学部	医学科	140
	保健学科	160
	計	300
歯学部	歯学科	40
	口腔生命福祉学科	20
	計	60
工学部	工学科	<u>535</u>
農学部	農学科	175
創生学部	創生学修課程	<u>70</u>
合計		<u>2,250</u>

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

理学部	理学科	200
医学部	医学科	140
	保健学科	160
	計	300
歯学部	歯学科	40
	口腔生命福祉学科	20
	計	60
工学部	工学科	<u>530</u>
農学部	農学科	175
創生学部	創生学修課程	<u>65</u>
合計		<u>2,240</u>